

(V) 産地技術導入支援事業

1 新技術導入地区推進事業（継続地区）

第1 趣旨

要綱別表6のVの産地技術導入支援事業のうち新技術導入地区推進事業の実施に当たっては、要綱に定めるもののほか、以下に定めるところによる。

第2 産地収益力向上協議会

- 1 新技術導入地区推進事業（継続地区）の事業実施主体は、平成25年度以前に産地収益力向上支援事業のうち新技術導入地区推進事業に係る産地収益力向上プログラム（以下「プログラム」という。）の承認を受けた産地収益力向上協議会（以下「協議会」という。）とする。

また、要綱別表6のVの事業実施主体の欄の生産局長が別に定める要件は次に掲げるとおりとする。

- (1) 市町村、農業関係機関（農業協同組合、農業共済組合、土地改良区、農業委員会等）、生産者、本事業における取組に参加する加工業者、流通業者、研究者、経営管理等に関する各種専門家等により協議会が構成されていること。

このうち、市町村は必須の構成員とする。なお、協議会の範囲が複数の市町村にまたがる場合には、該当するすべての市町村を必須の構成員とする。

- (2) 事務手続を適正かつ効率的に行うため、協議会の代表者及び意思決定の方法、事務・会計の処理方法及びその責任者、財産管理の方法、公印の管理・使用及びその責任者、内部監査の方法等を明確にした協議会の運営等に係る規約（以下「協議会規約」という。）が定められていること。

- (3) 協議会規約において、一の手続につき複数の者が関与するなど事務手続に係る不正を未然に防止する仕組みが設けられており、かつ、その執行体制が整備されていること。

- 2 協議会は、取組の効果を最大限発揮させるため、原則として、普及指導員又は普及指導の経験者（以下「普及指導員等」という。）を中核として、協議会の構成員を除く外部専門家から構成される技術導入支援チーム（以下「支援チーム」という。）を設置するものとする。

ただし、同様の効果が発揮しうる体制が整備されている場合にはこの限りではない。

- 3 協議会は、オブザーバーを置くことができるものとし、オブザーバーは、会議に出席して意見を述べることができる。

なお、協議会が支援チームを設置する場合には、都道府県（普及指導センターを含む。）は、協議会にオブザーバーとして参画するものとする。

第3 産地収益力向上プログラム等

- 1 産地収益力向上プログラムの策定

事業の実施に当たり、平成25年度以前にプログラムの承認を受けているものとする。また、要綱別表6のVの補助要件の欄の1の生産局長が別に定める内容とは、成果

目標と事業費、事業実施期間、対象品目の現状及び目標、事業の実施方針、年度活動計画、活動評価と改善の内容その他プログラムに掲げる項目とする。

2 事業実施期間

要綱第3の1の生産局長等が別に定める事業実施期間は、新規にプログラムの承認を受けた年度から翌々年度までの3年間以内とする。

3 事業の成果目標

(1) 本事業の成果目標については、本事業を実施する対象品目における農業産出額の増加目標額と対象品目の生産コストの縮減目標額を合計したものを指標として設定するものとする。

(2) 要綱第4の2の生産局長等が別に定める成果目標の目標年度は、新規にプログラムの承認を受けた年度の4年後とする。

4 プログラムの変更

(1) 新たに取り組を追加して実施する場合には、協議会はプログラムを変更し、成果目標を上方修正しなければならない。

(2) プログラムの変更は、別記様式1号により、地方農政局長（北海道にあっては北海道農政事務所を經由して生産局長）に提出し、その承認を受けるものとする。ただし、成果目標の引き下げを伴う変更については、災害その他やむを得ない理由がある場合を除き、認められないものとする。

第4 事業実施計画

1 協議会は、要綱第5の1の(1)に基づき、事業実施計画を別記様式第2号により作成するものとする。

2 1の事業実施計画は、次の要件を満たすよう作成するものとする。

(1) 地域水田農業ビジョン（水田農業構造改革対策実施要綱（平成16年4月1日付け15生産第7999号農林水産事務次官依命通知）第3の2に規定する地域農業水田ビジョンをいう。）、野菜の産地強化計画（「野菜の産地強化計画の策定について」（平成13年11月16日付け13生産第6379号生産局長通知）第1に規定する産地強化計画をいう。）、果樹産地構造改革計画（「果樹産地構造改革計画について」（平成17年3月25日付け16生産第8112号生産局長通知）第1に規定する果樹産地構造改革計画をいう。）等事業実施市町村を対象とした他の産地の振興を図る計画等との整合が図られていること。

(2) 成果目標の目標年度において、市町村内の認定農業者（農業経営基盤強化法（昭和55年法律第65号。以下「基盤強化法」という。）第12条第1項の認定を受けた者をいう。以下同じ。）の数が減少しないこと又は市町村内の認定農業者への農地集積率が減少しないことが見込まれること。

(3) 事業費が100万円以上であること。

3 要綱第5の1の(3)の生産局長等が別に定める重要な変更は、次に掲げるものとする。

(1) 要綱別表1のIの1の事業内容の欄の取組のうち、いずれかの中止又は廃止

(2) プログラムの変更を伴う事業実施計画の変更

(3) 補助事業費又は事業量の3割を超える変更

第5 事業の承認及び着手

1 地方農政局長の承認

(1) 地方農政局長は、次の要件をすべて満たす場合に限り、予算の範囲内で、要綱第5の2の事業実施計画の承認を行うものとする。

ア 要綱別表6のVの補助要件の欄に掲げる要件をすべて満たしていること。

イ 事業の実施により成果目標が達成されることが見込まれること。

また、本事業を実施する対象品目の農業産出額の増加率が5%を超えるものであること又は対象品目の生産コストの削減率が5%を超えるものであること。

(2) 地方農政局長は、(1)により事業実施計画の承認を行うに当たっては、当該承認を受ける協議会に対し、別記様式第3号により、承認した旨を通知するものとする。また、それ以外の協議会に対しては、承認されなかった旨を通知するものとする。

(3) 地方農政局長は、(2)の承認の通知は、リース事業の事業実施計画の承認の通知と併せて行うものとする。

2 事業の着手

(1) 事業の実施については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第6条第1項の交付の決定（以下「交付決定」という。）後に着手するものとする。

ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で緊急、かつ、やむを得ない事情があり、交付決定前に事業に着手する場合にあっては、協議会は、あらかじめ、地方農政局長の適正な指導を受けた上で、その理由を明記した交付決定前着手届を別記様式第4号により、地方農政局長に提出するものとする。

(2) (1)のただし書により交付決定前に事業に着手する場合にあっては、協議会は、事業の内容が的確となり、かつ、補助金の交付が確実となってから、着手するものとする。

また、この場合において、協議会は、交付決定を受けるまでの期間に生じたあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

なお、協議会は、交付決定前に事業に着手した場合には、産地活性化総合対策事業推進費補助金等交付要綱（平成23年4月1日付け22生産第10889号農林水産事務次官依命通知）（以下「交付要綱」という。）第4の規定による申請書（以下「交付申請書」という。）の備考欄に着手年月日及び交付決定前着手届の文書番号を記載するものとする。

(3) 地方農政局長は、(1)のただし書による着手については、事前にその理由等を十分に検討して必要最小限にとどめるよう協議会を指導するほか、着手後においても必要な指導を十分に行うことにより、事業が適正に行われるようにするものとする。

第6 事業実施状況の報告

- 1 要綱第6の1に基づく事業実施状況の報告は、プログラム承認年度から目標年度の前年度までの間において、毎年、別記様式第5号により報告に係る年度の翌年度の7月末日までに行うものとする。
- 2 地方農政局長は、1の事業の実施状況報告の内容について検討し、成果目標に対して事業の進捗状況が遅れていると判断される場合等には、協議会に対し、成果目標の達成に向けた必要な指導を行うものとする。

第7 事業の評価

- 1 要綱第7の1に基づく協議会による事業評価及びその報告は、別記様式第6号により行うこととし、目標年度の翌年度の7月末日までに行うものとする。
- 2 要綱第7の2に基づく地方農政局長による評価は、要綱第7の1に規定する協議会の事業評価が成果目標の達成度及び成果目標の達成に向けた取組の実施状況に関し適正になされているかどうかについて行うものとし、その結果、事業評価が適切になされていないと判断される場合には、協議会に対し、再度適切に評価を実施するよう指導するものとする。
- 3 地方農政局長は、要綱第7の1により提出を受けた事業評価シートの内容について、必要に応じ関係部局で構成する検討会を開催し、別記様式第7号によりその評価を行うものとする。

なお、事業評価にあたっては、事業評価シートの内容を確認するとともに、必要に応じ協議会から聞き取りを行い、評価結果を取りまとめることとする。
- 4 地方農政局長（生産局長を除く。）は、生産局長に対し、検討会開催後速やかに評価結果を報告するものとする。
- 5 地方農政局長は、事業評価の結果について、速やかに公表するものとする。なお、公表は、別記様式第7号により行うものとする。
- 6 目標年度において、成果目標が達成されていないと判断される場合、地方農政局長は当該協議会に対し、引き続き目標達成に取り組むよう指導するとともに、指導を行ってから1ヶ月以内に、目標達成に向けた改善計画を別記様式第8号により提出させるものとする。
- 7 地方農政局長（生産局長を除く。）は、6により協議会を指導した場合には、その内容及び改善計画の写しを生産局長に報告するものとする。
- 8 地方農政局長は、当該取組終了後、協議会に対し再度事業評価シートを提出させるものとする。

第8 事業の実施方針及び内容

1 事業の実施方針

本事業は、産地の収益力を向上させることを目的として、収量の増加や品質の向上、高付加価値化・ブランド化等に資する新技術及び新品種（以下「新技術等」という。）を導入・普及させるために行うものとする。

事業実施主体は、新技術等の導入・普及に向けて、2の（1）の産地の生産技術力

を強化するための取組又は2の(4)の高度かつモデル的な農業技術等の導入の取組を必ず行うものとし、その取組の効果を促進するため、導入した新技術等により生産される農畜産物の販路確保等や新技術等の担い手となる人材確保等の取組も実施できるものとする。

2 事業の取組内容

(1) 生産技術力を強化するための取組

これまで産地では導入されていなかった優良な新品種・新技術の導入、大型機械の共同利用や作業受委託の斡旋、農業機械の改良や栽培方法の統一化、外的要因による農作物への影響を抑制するための技術実証等、産地の生産技術力を強化する取組を実施し、製品の品質向上や生産コストの縮減を図る。

なお、効果的な生産技術力の向上を図るため、(4)に掲げる高度かつモデル的な農業技術等の導入に積極的に取り組むよう努めるものとする。

(2) 効果を促進するための取組

導入した新技術等により生産された農畜産物の販路の確保等に向けて、取引先の多角化や安定的な取引関係の確保のための調査・検討、加工による高付加価値化を図るための検討、試作品の開発、生産物・加工品の栄養成分や残留農薬の分析による安心・安全の強化、ブランド化に向けた販売戦略の検討等の推進活動や新技術等の担い手となる人材の育成確保に向けて、新卒後継者や新規参入者に対する農業教育訓練(OJT)、経営の安定に資する経営管理や税制に関する研修等の推進活動を実施できるものとする。

(3) プログラムに掲げる成果目標の実現を図るため、協議会は、事業実施期間中、次に掲げる項目について検証を行い、産地収益力の向上に向けた取組を着実に推進するものとする。

ア プログラム内容や事業実施計画の妥当性

イ 産地収益力の向上に資する地域資源(もの、人、情報)の探索や活用状況

ウ 農業産出額の動向

エ 共同利用機械の効率的な利用に係る体制のあり方

オ 本事業による取組内容や成果を広く周知するための手段

(4) 高度かつモデル的な農業技術等の導入の取組

ア 水稲不耕起乾田直播栽培等の省力・低コスト栽培技術体系

(ア) 取組の内容

麦や大豆との汎用利用が可能な不耕起直播機の導入や安価な鉄コーティング資材の活用などにより、10アール当たり経営費(又は物材費)を少なくとも1割以上縮減することが可能となる水稲直播栽培技術体系を導入することとする。

(イ) 取組の実施基準等

地域内の水利調整や共同乾燥施設の受け入れ体制等に留意し、あらかじめ関係機関との調整に努めること。また、導入効果の検証に当たっては、主食用米だけでなく、新規需要米(米粉や飼料用米)やWCS稲への応用も念頭に経営評価を行うよう努めることとする。

イ 麦類の増産のための省力・低コスト栽培技術体系

(ア) 取組の内容

- a 北海道にあつては、パン・中華めん用小麦を増産するため、春播き小麦を根雪前に播種することによって単収の向上や作柄の安定化を図る「初冬播き栽培技術」、収穫前の麦をヘイバインによって刈り倒し、そのまま数日ほ場で天日干しすることによって短期間に効率的に収穫・乾燥調製を行う「ヘイバイン・ピックアップ収穫技術」のいずれか一つ以上を組み込んだ栽培技術体系を導入することとする。
- b 都府県にあつては、裏作麦（二毛作）の作付拡大を目的とした、イワイノダイチ等の早生で多収な品種の導入による「作期前進技術」、大豆の条間に麦を播種することによる「作期競合回避技術」、大豆300A技術のひとつである「耕うん同時播種機の麦播種への汎用化」のいずれか一つ以上を組み込んだ栽培技術体系を導入することとする。

(イ) 取組の実施基準等

特に雨害を回避する観点から、ローカル気象情報を入手・解析するために必要となる情報処理機器や気象情報料を補助対象経費に計上することができる。ただし、情報処理機器の導入に当たっては、補助事業の有無にかかわらず事業実施主体で具備すべき備品・物品等である場合を除くとともに、リース又はレンタルによる導入のみとする。なお、実証展示ほ場の設置に要する経費を補助対象経費に計上する場合には、国による他の補助事業との重複補助を排除すること。

ウ 大豆300A技術等を核とした省力・安定多収生産技術体系

(ア) 取組の内容

導入地域の気象・土壌条件に合わせた「大豆300A技術」又は「大豆300A技術と同等の効果が期待される技術」の導入を基幹技術として、ほ場の地力増進や排水性の改善等のための「前作緑肥栽培技術」、あらかじめ種子の含水率を一定以上に高めることにより出芽・苗立ちが安定化させる「種子調湿技術」、ほ場の排水性を高める「心土破碎等排水性改善技術」のいずれか一つ以上を組み込んだ省力・安定多収技術体系を導入することとする。

(イ) 取組の実施基準等

シに加え、前作緑肥を導入するために必要な緑肥種子の種苗費を補助対象経費に計上できるものとする。なお、実証展示ほ場の設置に要する経費を補助対象経費に計上する場合には、国による他の補助事業との重複補助を排除すること。

エ 露地野菜

(ア) 露地野菜向け部分施肥技術

a 取組の内容

うね立て作業と同時に、肥料をうね中央部に限定して施用することにより、施肥量を削減し、生産コストと環境負荷を大幅に低減する技術を導入することとする。

b 取組の実施基準等

シに加え、土壌・肥料等の分析委託費を補助対象経費に計上できるものとする。

(イ) 加工用ほうれんそう機械化栽培技術

a 取組の内容

収穫作業効率が高い加工用ほうれんそう収穫機の導入を核とした、大規模栽培と多収栽培技術を組み合わせた機械化栽培体系を導入することとする。

b 取組の実施基準等

シに加え、大規模栽培及び多収栽培技術の導入に必要な資材を補助対象経費に計上できるものとする。

(ウ) 加工・業務用キャベツ機械化栽培技術

a 取組の内容

機上調製作業と大型コンテナ収容方式を特長とするキャベツ収穫機を核とした大規模栽培と多収栽培技術を組み合わせた機械化栽培体系を導入することとする。

b 取組の実施基準等

シに加え、大規模栽培及び多収栽培技術の導入に必要な資材を補助対象経費に計上できるものとする。

オ 施設園芸

(ア) 取組の内容

a いちごのクラウン温度制御技術

いちごの株もと（クラウン部）を局所的に温度制御することにより、果実肥大の向上、収量の平準化及びコスト低減を図る技術を導入することとする。

b 夏秋期の高品質いちご栽培技術

夏季冷涼な気候を利用し、一季成り性品種を短日処理することにより、低コストで早期出荷を実現する夏秋どりいちご栽培技術を導入することとする。

c 単為結果性なす品種

着果促進処理が不要で省力的な単為結果性なす品種（あのみのみ等）を導入することとする。

d トマトの低段密植多回転栽培技術

トマトの単位面積当たりの栽植密度を上げるとともに、第1～3花房程度を残して摘心する短期栽培を繰り返す栽培技術を導入することとする。

(イ) 取組の実施基準等

シに加え、種苗費、資材費、生産物や土壌等の分析委託費等を補助対象経費に計上できるものとする。

カ 果樹

(ア) 落葉果樹の溶液受粉技術

a 取組の内容

人工授粉の際に液体増量剤に混ぜた花粉をハンドスプレー等で散布することで、ぼんてんや器械などと同等の結実を確保できる省力技術を導入することとする。

- b 取組の実施基準等
 - シに加え、ハンドスプレーや花粉の液体増量剤等の落葉果樹の溶液受粉技術の導入に必要な資材に係る費用を計上できるものとする。
- (イ) マルドリ方式による高品質かんきつ栽培技術
 - a 取組の内容
 - 地表面全面マルチと点滴かん水（液肥施用）を組み合わせた「マルドリ方式」栽培技術を導入することとする。
 - b 取組の実施基準等
 - シに加え、マルチや液肥タンク、かん水制御装置、かん水チューブ等の当該技術導入に必要な資機材及び樹体の水分ストレスを計測する機器及びそこで得られた情報を診断する情報処理機器（パソコン等）を補助対象経費に計上することができるものとする。
- (ウ) りんごのフェザー苗を利用した早期成園化技術
 - a 取組の内容
 - 側枝（フェザー）を多く発生させた大苗（カットツリー）を利用することで、早期成園化する技術を導入することとする。
 - b 取組の実施基準等
 - シに加え、改植及び新植に係る種苗費や支柱等の当該技術導入に必要な資材費を、1ヘクタールを限度として補助対象経費に計上できるものとする。
- (エ) なしの盛土式根域制御栽培技術
 - a 取組の内容
 - ビニール、遮根シートにより根域を制御しつつ、ドリップかん水を行う技術を導入することとする。
 - b 取組の実施基準等
 - シに加え、改植及び新植に係る種苗費や遮根シート、支柱、誘引ワイヤー等の当該技術に必要な資材費を、1ヘクタールを限度として補助対象経費に計上できるものとする。
- (オ) なしのジョイント栽培技術
 - a 取組の内容
 - 主枝を接ぎ木連結し、直線状の集合樹に仕立てる栽培技術を導入することとする。
 - b 取組の実施基準等
 - シに加え、改植及び新植に係る種苗費や支柱、誘引ワイヤー等の当該技術導入に必要な資材費を、1ヘクタールを限度として補助対象経費に計上できるものとする。
- (カ) 中晩柑の夏季出荷技術
 - a 取組の内容
 - 鮮度保持資材の利用と貯蔵温度管理等により、中晩柑を夏季まで出荷できる技術を導入することとする。
 - b 取組の実施基準等

包装資材や鮮度保持剤等の資材費、貯蔵庫や鮮度保持剤の塗布機器等の賃借料、出荷に係る輸送費等の当該技術導入に必要な経費を補助対象経費に計上できるものとする。

キ その他の作物

(ア) ばれいしょの省力・高品質生産技術体系

a 取組の内容

フライドポテトやポテトチップス等の加工食品用ばれいしょの高品質かつ省力的な生産技術である「ソイルコンディショニング技術」と、ばれいしょの萌芽を抑制する「エチレン貯蔵技術」とを組み合わせた技術体系を導入することとする。また、実証に当たっては、アクリルアミドの生成抑制に留意した原料ばれいしょの貯蔵・加工手法の開発も併せて実施することとする。

b 取組の実施基準等

ばれいしょ品種の選定や原料ばれいしょの供給方法等について実需者との調整・連携を十分図るとともに、ばれいしょ加工品のアクリルアミド対策を併せて検討する。また、加工段階においてアクリルアミド対策を実施する場合には、当該加工事業者が設置する送風機等の関連機器をリース補助の対象種目に加えることができるものとする。

(イ) 茶の収益性向上に資する高度生産技術体系

a 取組の内容

従前の日本茶とは異なる特色ある香気や水色、機能性等を有する新品種（香駿、サンルージュ、べにふうき等）を普及させるための栽培技術体系の確立、輸出相手国の食品衛生規格基準等に適合した農薬の使用と収量・品質確保を両立させるための防除・施肥技術を含めた栽培技術体系の確立、茶の新芽を生育中に一定期間ほぼ完全に日光を遮って栽培される覆い下茶（被覆資材等により直接茶株を被覆する場合を除く。以下同じ。）を生産拡大するための機械化を含めた省力生産技術体系の確立又は複数の品種（やぶきたを含む場合は品種数が三種類以上の場合に限る。）若しくは複数の茶種（番茶を含む場合は茶種が三種類以上の場合に限る。）に標高若しくは気象条件の異なる茶園を組み合わせることにより気象災害や価格変動へのリスク分散と収穫適期の拡大を図る高品質・安定生産技術の導入のいずれかの取組とする。

b 取組の実施基準

(a) 特色ある新品種の普及に係る実証展示ほ場を設置する場合には、シに加え、改植のための種苗費（新品種のものに限る。）及びマルチ資材費を、1ヘクタールを限度として補助対象経費に計上できるものとする。また、当該実証ほ場において収穫された茶の荒茶又は仕上茶の加工委託費やアミノ酸成分等の分析委託費を計上できるものとする。

(b) 輸出相手国の食品衛生規格基準等に適合した農薬の使用と収量・品質確保を両立させるための防除・施肥体系を含めた栽培技術の確立に係る実証展示ほ場を設置する場合には、シに加え、土壌・農薬等の分析委託費及び防除機器等の改良費を補助対象経費に計上できるものとする。

- (c) 覆い下茶の省力生産技術体系の確立に係る実証展示ほ場を設置する場合には、シに加え、被覆資材の購入経費を1ヘクタールを限度として補助対象経費に計上できるほか、当該実証ほ場において収穫された茶の荒茶又は仕上茶への加工委託費やアミノ酸成分等の分析委託費を計上できるものとする。
- (d) 品種・標高差等を組み合わせた高品質・安定生産技術に係る実証展示ほ場を設置する場合には、シに加え、新たな茶品種や茶種の導入に必要な種苗費、資材費、荒茶の加工適性に関する分析費を計上できるものとする。
- (ウ) こんにゃくいもの機械化適性品種の導入による省力・低コスト栽培技術体系
- a 取組の内容
機械化適性を有する新品種（みやままさり等）の導入や種いもの温湯処理技術、越冬栽培技術等を組み合わせた省力・低コスト栽培技術体系を導入することとする。
- b 取組の実施基準等
シに加え、新品種の導入に係る種苗費及び越冬栽培用の冬期被覆資材費を補助対象経費に計上できるものとする。
- (エ) 落花生の多収・省力技術体系の確立及び新たな加工技術の開発
- a 取組の内容
今後需要の伸びが期待されるゆで落花生専用品種（おおまさり等）を導入し、機械化一貫体系による省力生産技術を確立するとともに、ゆで落花生としての加工・品質保持技術を併せて開発することとする。
- b 取組の実施基準等
シに加え、新品種の導入に係る種苗費、播種機や収穫機の開発・改良に係る委託費、ゆで落花生の加工・包装技術の開発に係る委託費を補助対象経費に計上できるものとする。
- (オ) 花きの加温・光照射等に対する反応を利用した省エネルギー・低コスト栽培技術体系
- a 取組の内容
温度や光に対する感受性の高い時間帯に、加温や光照射を行うことによる省エネルギー・低コスト生産技術の導入を行うこととする。
- b 取組の実施基準等
シに加え、種苗費、資材費、備品費、生産物や土壌の分析委託費、技術習得のための研修受講費、旅費等を補助対象経費に計上できるものとする。
- ク 畜産
- (ア) 発酵リキッドフィーディング技術
- a 取組の内容
食品残さ等を用いた液状飼料（リキッドフィード）の製造過程に、乳酸菌による発酵調整等を行うことで、飼料成分の安定性、家畜への嗜好性及び飼料の保存性等を向上させる飼料製造技術体系とする。
- b 取組の実施基準等

シに加え、飼料の一般成分・安全性及び畜産物の評価に係る分析費を補助対象経費に計上できるものとする。

(イ) 稲の立毛放牧等による水田を有効活用した放牧技術

稲の立毛放牧や稲発酵粗飼料の水田での給与を行うことで、肉用牛繁殖牛の秋冬期の放牧期間の延長を図ることにより、コスト低減効果を拡大させる放牧技術体系を導入することとする。

(ウ) 高性能収穫機の活用による高品質発酵粗飼料の生産技術

a 取組の内容

汎用型自走式細断型収穫機及び飼料用稲専用自走式細断型収穫機を利用することで、高圧密に圧縮したロールを成形して良質サイレージの生産を進める飼料生産収穫調製技術体系を導入することとする。

b 取組の実施基準等

シに加え、飼料の一般成分及び畜産物の評価に係る分析費を補助対象経費に計上できるものとする。

ケ 高度環境制御栽培施設関連技術体系

(ア) 取組の内容

季節や天候に左右されずに、野菜、花き等の植物を計画的・安定的に生産するために必要な、光、温度、養分等の生育環境の高度制御技術の導入、関連栽培技術の習得、新品種の実証及び生産管理手法（GAP、トレーサビリティシステム等）の導入を行うこととする。

(イ) 取組の実施基準等

シに加え、種苗費、資材費、備品費、生産物や土壌の分析委託費、技術習得のための研修受講費及び旅費等を補助対象経費に計上できるものとする。

コ 地域特認技術

(ア) 取組の内容

産地の収益力を向上させるために有用な「篤農家が生み出した技術、（独）農業・食品産業技術総合研究機構から公表された普及に移しうる成果、都道府県試験研究機関や大学等が開発した技術等」の活用や組合せによる技術であると、地方農政局長が認めた技術を導入することとする。

(イ) 取組の実施基準等

シに加え、資材費、備品費、生産物や土壌等の分析委託費、各種調査のための旅費等を補助対象経費に計上できるものとする。

サ 高度かつモデル的な農業技術等の導入検討会の開催

協議会は、高度かつモデル的な農業技術等の導入に取り組む生産者、農業関係機関、市町村、普及指導センター等で構成する導入検討会を開催し、次に掲げる事項について検討を行い、報告書の取りまとめを行う。

(ア) 導入すべき技術等の内容の選定・検討

(イ) 実証展示ほ場の設置・管理

(ウ) 導入効果の測定・分析

(エ) 導入技術等を普及するための方策

(オ) その他技術等の導入に関する事項

シ 実証展示ほ場の設置

協議会は、高度かつモデル的な農業技術等の導入による生産コストの縮減や品質向上に係る効果を測定・分析するとともに、当該技術等を普及するための実証展示ほ場を設置する。

なお、実証展示ほ場の設置に当たっては、当該技術等の導入による経営改善効果を検証する上で必要かつ十分な規模を確保する観点から、一定の経営規模を有する農家等のほ場に、当該実証展示ほ場を設置し、管理を委託することができるものとし、当該受託者に対する実証展示ほ場の借り上げ相当経費、追加的に必要となる肥料や農薬等の生産資材の掛かり増し経費を、3ヘクタールを限度として補助対象経費として計上できるものとする。ただし、実証展示ほ場の借り上げ相当経費については、当該地域の標準小作料単価を用いて算出することとする。

ス 高度かつモデル的な農業技術等の導入効果の調査・評価

協議会は、シの実証結果を踏まえ、生産コストの縮減や所得向上に係る効果を測定・分析し、導入検討会等に報告するとともに、必要に応じて、現地検討会を開催し、生産者に対して当該技術等の内容や導入効果を普及するものとする。

また、当該技術等の普及に必要なマニュアル等の作成に努めるものとする。

なお、導入効果の調査・評価に当たっては、作業日誌等の記帳手当、作業時間や経費等のとりまとめに係る調査員手当、収穫物の品質分析に要する経費、調査票等の作成費を補助対象経費として計上できるものとする。また、現地検討会の開催については、必要な会場借料、移動用バスの借り上げ経費、資料作成費を補助対象経費に計上できるものとする。

(5) 支援チームに関する取組

ア 支援チームに関する取組の内容

支援チームは、協議会からの依頼に基づき、協議会及びその構成員に対し以下の取組を行うものとする。

(ア) 新たに開発された品種、機械、栽培方法、加工方法等についての助言

(イ) 農業新技術200X等の高度生産技術の導入についての助言

(ウ) 生産から加工流通まで一貫した生産工程管理体制の確立や品質向上についての助言

(エ) その他必要な指導・助言

なお、普及指導員等は、上記の取り組みを円滑に進めるため、協議会からの依頼内容の確認及び外部専門家との調整を行うとともに、実需者のニーズや産地の生産力を踏まえた取組の提案等を行うことにより、支援チーム全体のコーディネーターとしての役割を果たすものとする。

また、支援チームは、要綱別表2の事業種類の欄の1の事業実施主体と連携し、事業実施主体の求めに応じて、可能な範囲で経営事例等の収集に協力するものとする。

イ 支援チームに関する取組の実施基準

支援チームに関する取組に当たって、協議会は取組の内容について、事前に書

面で確認をしておくこととする。

(6) 農業生産工程管理体制構築に関する取組

生産技術力を強化するための取組と密接に関連した農業生産工程管理体制を確立するため、次の取組を行うものとする。

ア 農業生産工程管理体制構築のための調査、検討

(ア) 生産工程管理を行うための調査の実施

農畜産物の生産状況及び消費動向に係る調査・分析及び診断、農畜産物・土壌・水質の調査・分析

(イ) 生産工程管理を行うためのチェックリスト、マニュアルの作成

チェックリスト・マニュアルの検討及び作成

(ウ) 生産工程管理を行うための技術の普及

生産工程管理に関する研修会の開催又は、外部研修会への派遣

(エ) 生産工程管理を効率的に行うためのソフトウェアの活用

生産工程管理を行う際に必要となる記帳などの負担を軽減するためのソフトウェア及び附帯する機器の導入

イ 生産工程管理の導入効果の検証

(ア) 検討会の開催等の導入効果の検証

導入効果の検証・改善点の抽出等

(イ) 実証調査の実施

生産工程管理の導入の実証、試験・調査の実施

(ウ) 検証レポートの作成

事業の経過及び検討会の結果をまとめたものをレポートとして作成

ウ 農業生産工程管理体制構築に関する取組の実施基準及び留意事項

(ア) 農業生産工程管理体制構築に関する取組においては、アの(ア)から(ウ)までのすべての取組を行うこととする。

(イ) アの(ア)の生産工程管理を行うための調査の実施においては、調査対象が海外に及ぶ現地調査については、補助の対象外とする。

(ウ) アの(イ)の生産工程管理を行うためのチェックリスト・マニュアルの作成においては、農林水産省が公表している「農業生産工程管理(GAP)の共通基盤に関するガイドライン(以下、GAPガイドライン)」の内容に則した内容とすることとする。

(エ) アの(ウ)の検証レポートの作成においては、農林水産省は検証レポートの内容を協議会の了承を得た上で公表できるものとする。

3 補助対象経費

(1) 本事業において補助対象とする経費は、新技術等を導入・普及するために直接必要となる別紙1に掲げる経費であり、新技術導入地区推進事業の対象として明確に区分できるもので、かつ証拠書類によって金額等が確認できるものとする。

(2) 高度かつモデル的な農業技術等の導入の取組に必要な機械・設備をリース方式によって導入する場合には、当該年度におけるリース料金を補助対象経費に計上できる。また、補助対象経費に計上できる機械・設備の種類は、別紙2のとおりと

する。リース方式による機械・設備の導入に当たっては、リース会社との一般的な契約による場合のほか、当該技術等を導入する上で必要となる機械を所有する者が協議会に参加する生産者へ有償貸与を行い、当該機械・設備を導入する場合もこれに含み得るものとする。この場合、事業実施年度ごとに必要となるリース料相当額については、次式によって算定された金額を上限とする。ただし、諸経費はリース物件価格の20%以内とする。また、法定耐用年数は減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）によるものとする。

$$\text{「リース料相当額」} = (\text{物件残存価格(税抜き)} + \text{諸経費(税抜き)}) \\ \div \text{法定耐用年数のうち残存年数}$$

(3) 次の取組は、補助対象としない。

- ア 国又は独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）の他の助成事業で支援を受け、又は受ける予定となっている取組
- イ 産地の収益力の向上を主目的としない取組
- ウ 特定の個人又は法人の資産形成又は販売促進につながる取組
- エ 農畜産物の生産費補てん（生産技術の開発及び実証並びに加工品の開発及び試作に係るものを除く。）若しくは販売価格支持又は所得補償
- オ 販売促進のためにPR活動としてのポスター・リーフレット等の作成、新聞・ラジオ・テレビ・インターネット等マスメディアによる宣伝・広告、展示会等の開催

4 補助率

本事業の補助率は原則として1/2以内とする。ただし、2の（4）、（5）並びに（6）のイ及びウについては、補助率を定額とする。

なお、本事業において補助率の異なる取組を併せて実施する場合は、それぞれの取組が明確に区分できるよう、適切な会計処理を行うものとする。

5 留意事項

新技術等の選定及び実証に当たっては、都道府県試験研究機関及び普及指導センターの支援・指導を受けるよう、連携体制の確保に十分留意すること。

別紙 1

補助対象経費

新技術導入支援地区推進事業（継続地区）に要する経費は、次の費目ごとに整理することとする。

費目	細目	内容	注意点
備品費		<p>事業を実施するために直接必要な試験・調査備品の経費</p> <p>ただし、リース・レンタルを行うことが困難な場合に限る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 取得単価が50万円以上の機器及び器具については、見積書（原則3社以上、該当する設備備品を1社しか扱っていない場合は除く）やカタログ等を添付すること。 耐用年数が経過するまでは、協議会による善良なる管理者の注意義務をもって当該備品を管理する体制が整っていること。 当該備品を別の者に使用させる場合は、使用・管理についての契約を交わすこと。
事業費	会場借料	事業を実施するために直接必要な会議等を開催する場合の会場費として支払われる経費	
	通信運搬費	事業を実施するために直接必要な郵便代及び運送代の経費	<ul style="list-style-type: none"> 切手は物品受払簿で管理すること。
	借上費	事業を実施するために直接必要な実験機器、事務機器、ほ場等の借り上げ経費	
	印刷製本費	事業を実施するために直接必要な資料等の印刷	

		費の経費	
	資料購入費	事業を実施するために直接必要な図書及び参考文献の経費	
	原材料費	事業を実施するために直接必要な試作品の開発や試験等に必要の原材料の経費	・ 原材料は物品受払簿で管理すること。
	消耗品費	事業を実施するために直接必要な以下の経費 <ul style="list-style-type: none"> ・ 短期間（補助事業実施期間内）又は一度の使用によって消費されその効用を失う少額な物品の経費 ・ CD-ROM等の少額な記録媒体 ・ 試験等に用いる少額な器具等 	・ 消耗品は物品受払簿で管理すること。
旅費	委員旅費	事業を実施するために直接必要な会議の出席または技術指導等を行うための旅費として、依頼した専門家に支払う経費	
	専門員旅費	事業を実施するために直接必要な事業実施主体が行う資料収集、各種調査、打合せ等を行うための旅費として、依頼した専門員に支払う経費	
謝金		事業を実施するために直接必要な資料整理、補助、専門的知識の提供、資料の収集等について協	<ul style="list-style-type: none"> ・ 謝金の単価の設定根拠となる資料を添付すること ・ 事業実施主体の代表者及び事業実施主体に従事す

		力を得た人に対する謝礼に必要な経費	る者に対する謝金は認めない。
委託費		本事業の交付目的たる事業の一部分（例えば、事業の成果の一部を構成する調査の実施、取りまとめ等）を他の者（応募団体が民間企業の場合、自社を含む。）に委託するために必要な経費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 委託を行うに当たっては、第三者に委託することが必要かつ合理的・効果的な業務に限り実施できるものとする。 ・ 補助金の額の50%未満とすること。 ・ 事業そのもの又は事業の根幹を成す業務の委託は認めない。 ・ 民間企業内部で社内発注を行う場合は、利潤を除外した実費弁済の経費に限る。
役務費		事業を実施するために直接必要かつ、それだけでは本事業の成果とは成り立たない分析、試験、加工等を専ら行う経費	
雑役務費	手数料	事業を実施するために直接必要な謝金等の振り込み手数料	
	印紙代	事業を実施するために直接必要な委託の契約書に貼付する印紙の経費	

上記の経費であっても以下の場合にあっては認めないものとする。

- 1 本事業で得られた試作品や成果物を有償で配布した場合
- 2 補助事業の有無にかかわらず事業実施主体で具備すべき備品・物品等の購入及びリース・レンタルの場合

別紙2

新技術導入地区推進事業（継続地区）のうち高度かつモデル的な農業技術等の導入の取組に係るリース方式で導入可能な農業機械は以下のとおりとする。

品目	機械
水稲	レーザー式均平作業機、不耕機播種機、水稲湛水直播機、栽培管理ビークル、水稲種子コーティング装置
麦	乗用刈り倒し機、ピックアップアタッチメント、チゼルプラウシード、不耕起播種機、施肥播種同時作業機
大豆	不耕起播種機、栽培管理ビークル、施肥播種同時作業機、レーザー式均平作業機、普通型コンバイン、種子調湿機
ばれいしょ	ベッドフォーマ、セパレータ、深植プランター、オフセットハーベスタ、アクリルアミド低減送風機
茶	乗用型送風式型捕虫機械、乗用型減農薬散布機、害虫発生予察システム、被覆資材巻き取り機、被覆茶対応乗用型管理機
こんにゃくいも	温湯処理機、ガス給湯器、栽培管理ビークル
落花生	マルチ播種同時作業機、堀取り機
果樹	包装装置、鮮度保持剤の塗布装置、貯蔵庫
露地野菜	畝立同時施肥機、同時播種マルチャー、収穫機
施設野菜、施設果樹、施設花き	園芸用ハウス、養液栽培装置、照明装置、換気装置、複合環境制御装置、局所温度制御装置、変電施設、集中管理棟、育苗装置、自動カーテン装置、底面給水施設、立体栽培施設、省力かん水施肥装置、点滴かん水施肥装置、隔離ベッド栽培装置、根域制限栽培施設、地中暖房兼土壌消毒装置、閉鎖型苗生産施設、細霧冷房施設、加温装置、除湿装置、自動炭酸ガス発生装置 等
畜産	<p>（発酵リキッドフィーディング技術）</p> <p>原料受入機、破袋・分別機、混合機、加熱殺菌機、冷却機、発酵処理機、飼料タンク、コンベア、洗浄機 等</p> <p>（稲の立毛放牧等による水田を有効活用した放牧技術）</p> <p>電気牧柵、簡易給水施設 等</p> <p>（高性能収穫機の活用による高品質発酵粗飼料の生産技術）</p> <p>汎用型ロールベラー、梱包格納機 等</p>

